

役員等報酬規程

役員等報酬規程（平成4年4月施行、最終平成27年5月27日一部改正）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人東京聖労院（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等（週平均2日以上業務にあたる役員等の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - （2）非常勤役員等（前号以外の役員等の者）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第1に定める額
- （2）賞与については、別表第2に定める額
- （3）退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- （4）通勤手当については、常勤職員の給与等支給規程の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第4に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、（旅費、交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 27 日とする。ただし、その日が休日等にあたるときは、常勤職員の給与等支給規程の扱いに準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額について、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額の 1 円未満の端数が生じたときには、常勤職員の給与等支給規程の扱いに準じて端数処理を行う。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 26 日より施行する。

一部改正 平成 30 年 6 月 26 日

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	
理事長	月額 550,000	日額 27,500
理事	日額 22,500 (22 日を限度とする)	

※理事長の日額は、月の勤務日数が 10 日以下の場合に適用し、報酬を算定する。

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与(5月31日在任の場合)	平均報酬月額×常勤職員標準支給月数
12月の賞与(11月30日在任の場合)	平均報酬月額×常勤職員標準支給月数

※算定期間は6月が前年12～5月、12月が6～12月とし、在任月数により算定する。また、職員に特別賞与を支給する場合は、職員の支給基準に準じて特別賞与を支給することができる。

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数(在任年数～10年の場合1.0・～15年の場合1.25・16年以上1.5)

※上記在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会、会議への出席	1回 10,000円(当該金額は源泉及び復興特別所得税額を控除した後の金額とする。)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000円

※定款の定める額を超えないこととする。また、同日に複数の会議等に出席した場合は、各々の会議等の出席に対して報酬を支払うこととする。

(2) 理事

理事会、会議への出席	1回 10,000円(当該金額は源泉及び復興特別所得税額を控除した後の金額とする。)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000円

※同日に複数の会議等に出席した場合は、各々の会議等の出席に対して報酬を支払うこととする。

(3) 監事

監事監査等への出席、	日額 20,000円
理事会等会議への出席	1回 10,000円(当該金額は源泉及び復興特別所得税額を控除した後の金額とする。)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000円

※同日に複数の会議等に出席した場合は、各々の会議等の出席に対して報酬を支払うこととする。